

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011  
『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー2-33：雑録—医療の広告と宣伝

翻訳 山崎康仕

ある国（Hong Kong）の医療評議会（Medical Council）は、これまで医療に関する規定集を定立してきた。その中には、医師に専門職規範を遵守させることが含まれている。

その規定集は、とりわけ、医療に関して、医師による適正な宣伝方法を規定している。その宣伝方法の中には、サービス（診療科目・内容）と料金を広告することが含まれている。医師は、自分の資格や提供するサービスと処置について、一定の基礎的な情報を伝えることができる。その方法としては、ウェブサイト、診療所内や診療所のすぐ外のサービス情報に関する掲示や看板、そして医師の電話帳がある。しかし、その規定集は同じ情報を新聞や、雑誌、その他の印刷メディアで伝えることを禁止している。規定集はまた、医師が掲示できるサービス情報の数を5項目に限定している。さらに医師が一般人に講演をしたり、テレビやラジオの番組に出演したり、書物を出版して医療上または保健上の進歩について一般人に情報提供を行ってもよいとしているが、その場合に、医師は、「*医師自身の経験や技術、評判あるいは実務について言及する場合には、宣伝していると解釈できる方法で言及しないということを保証しなければならない*」。

**K** 医師は、サナトリウムと病院の副院長である。彼は、病院のサービスについての情報、とくに一般人が利用できる治療と技術についての情報を発信する責任者である。

**K** 医師は、この厳格な規定集のゆえに、国民は、医師とその実務について十分な情報を与えられていないので、どの医師を、そしてどのような医療サービスを必要としているかに関して、真に十分な情報を与えられた上での選択できないと考えている。**K** 医師によれば、これらの規定の、違反に係わる懲戒手続きに対する恐れのために、医師は、利用できるサービスや技能、技術について一般人に完全な情報提供を行うことを制限されている。

医師が、公に医療の話をする際に話題の分野における自分の経験と技能に言及しないのは実際的ではない。医師の話を書く聴衆は、話題となっている問題について、医師の個人的な経験について知りたいと考えているものである。

## K 医師が想定していることは正しいか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

NO これらの制限の目的は、高い水準の医療を維持することである。それらの制限は、医療専門職のイメージに資する。

YES その規定集の制約は、健康問題と医療の進歩についての重要な情報を一般人から奪うだけである。このことは、その専門職のイメージには有益かもしれないが、一般人には利益にならない。というのは、一般人は、新しい治療方法に関する知識を得られないままになるからである。一般人が医療の料金とサービスについてより多くを知ることによって得られる利益と、医療専門職がその専門職の尊厳を保持する義務とを比較衡量すると、一般人の知る権利の方が、専門職の尊厳よりも重要であると考えねばならない。というのは、後者は、他の方法で維持することができるからである。

## 本ケースについてのノート

### 判決

この事案は、その国の裁判所に提訴された。裁判所の判決では、その規定集における禁止は、明らかに、医師間の競争を公平に保つために必要な最小限の介入ではない、とされた。評議会が当該制限を正当化する根拠を何も提示しなかったため、K医師の批判は妥当なものとして是認されねばならない。裁判所は、宣伝可能な項目を5項目に制限することによる表現の自由への介入を正当化する十分な理由は何もないと付け加えた。さらに、医師が、新しい医療上の技術や処置について語る際に、自分の個人的な経験、技能、評判に少なくとも間接的に言及しないことは、実際上の問題として不可能である。医師の信頼性を検証できずに、どうして一般人が医師の提供する情報を重要視するだろうか。

その規定集は、利用できる医療サービスについての重要な情報を一般人に提供することを制限している。医師がある新しい技術や処置や手術について一般人に語りようとするたびに、規定集は懲戒手続きのリスクを医師に課している。医師は、一般人に語るという方法をとることによって彼らの実務を不可避免的に広告することになるし、その結果、その規定集の

自己広告に対する制限に違反することになる。その結果、医師は、一般人の正当な関心事である医療上または保健上の進歩について遠慮なく話すことを控えるようになるだろう。その規定集で、付随的に生じる自己広告を制限することは、立法趣旨とは釣り合わない働きをすることになる。

## ディスカッション 医療の広告と宣伝

医療の広告と宣伝の問題は、最近数年間、西洋世界の中心的な関心事となってきた。個人の職業の自由が基本的権利と考えられるようになるにつれて個人が専門職のサービスを宣伝する自由へさらに扉が開かれるようになった。宣伝を部分的または全体に制限することは、次のような他の重要な原理を考慮して立法化されている。すなわち、その専門職に対する尊重という原理、とりわけ、医師同士の競争を防止するという原理である。その競争では、若年の医師が害されたり、富裕な医師だけにその分野が限定されたりすることが生じるのである。

情報発信行為を許可または禁止するいかなる決定にも利益と不利益があるということに留意すべきである。たとえば、もし医師がそのサービスを無制限に宣伝することを許可されるならば、医師は、虚偽の主張を公表したり、誤った希望を鼓舞したりするかもしれないし、また、逆に、医師は、治療が失敗すれば、彼らの「名声」を傷つけるかもしれない難病患者の治療を拒絶するかもしれない。他方、もし様々な医師の長所や経験についての情報の公開を控えるならば、おそらく患者は、ある特定の医師が患者の疾病を治療する専門医であるということを知らないことになる可能性がある。

さらに、真正の臨床資格 (*bona fide qualifications to practice*) をもつ臨床医は、彼らが資格をもつ分野のサービスを遂行する上で信頼できる者であるとみなされるべきである。それゆえ、臨床医が、患者が利用できる資格範囲を宣伝することは適切である一方、臨床医が他の有資格の臨床医に比べてより適格性を有すると主張することは、臨床医のプロフェッショナルリズムを根底から崩すものであると考えられてきたのである。